

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第35回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和6年2月27日(火) 午前10時から10時42分まで
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 2階 会議室2-1、2-2
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、原田委員、吉川委員 欠席者：橋爪委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、 横沢都市整備部長、小峰教育部長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 ・ 審査・報告事項一覧 ・ 瑞穂町認可外保育施設施設整備等補助金審査書 ・ 瑞穂町保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金審査書 ・ 瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金審査書 ・ 瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金審査書 ・ 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金審査書 【当日配付】 ・ 事前質問一覧 ・ 事前質問回答一覧
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 5 審査-4 瑞穂町認可外保育施設施設整備等補助金 【福祉部 子育て応援課】 5 審査-5 瑞穂町保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金 【福祉部 子育て応援課】 (報告事項) 5 報告-27 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金 【福祉部 福祉課】 5 報告-28 瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金 【福祉部 子育て応援課】 5 報告-29 瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金 【福祉部 健康課】 5 報告-30 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金 【教育部 教育指導課】【福祉部 高齢者福祉課】
傍 聴 者	0名

<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)</p>	<p>1 開会 木村分科会長により会議の成立、公開についての説明が行われ、会議が進められた。また、宮坂企画政策課長より会議資料についての説明が行われた。</p> <p>2 議題 木村分科会長により議事が進められた。</p> <p>議題1「補助金等審査」 (審査事項)</p> <p>5 審査-4 瑞穂町認可外保育施設施設整備等補助金</p> <p>○審査案件についての説明要旨 補助対象施設については、町内認可外保育施設2園である。 規定等については、今後制定予定。 補助対象経費については、認可外保育施設における施設整備等にかかる経費であり、上限額は70万円とする。 認可外保育施設の施設整備等に要する経費について、その一部を補助することにより、認可外保育施設の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図るものである。 補助対象期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>○各委員からの事前質問について</p> <p>(池田副分科会長) 交付要綱の完成時期及び具体的な補助対象事業(経費)を知りたい。</p> <p>(石川子育て応援課長) 交付要綱の完成時期については、令和6年3月中を予定している。 対象経費については、認可外保育施設の保育の質向上に繋がる施設整備にかかる費用について対象としている。</p> <p>(池田副分科会長) 町の認可及び認可外保育施設の名称、職員数、受入児童数を知りたい。</p>
---	--

(石川子育て応援課長)
当日資料に記載のとおりである。

(木村分科会長)
補助対象の認可外保育施設2園の名称を知りたい。

(石川子育て応援課長)
みずほ病院ゆうゆう保育所及び i-Kids みずほ(株式会社 IHI の企業主導型保育事業所)である。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)
交付要綱について、現時点で具体的に決まっているものではないのか。

(石川子育て応援課長)
現在、交付要綱の作成を進めており、文書法制担当と記載内容について精査を実施していることである。

(池田副分科会長)
この分科会で案件が示されるまで、どのような手順を踏んでいるのか。

(企画政策課長)
町の最高意思決定機関である庁議に諮り、事業概要について町長等の承認を受けてから、本分科会に臨んでいる。

(木村分科会長)
補助金の対象施設である認可外保育施設が2園とのことだが、この他にも町内には認可外保育施設があるのか。

(石川子育て応援課長)
町内には、先ほど説明した2園のみである。

(木村分科会長)
委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということよろしいか。

※賛成4人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

5 審査-5 瑞穂町保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金

○審査案件についての説明要旨

補助対象は、町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園の計15園である。

対象経費は、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト等の購入及び更新を行うための経費としており、補助上限額は、100,000円である。

パーテーション、簡易扉及び簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

審査書策定時点では、国から幼稚園に対する補助はしないとの通知であったが、国から幼稚園についても補助対象とする旨の通知があった。

○各委員からの事前質問について

（池田副分科会長）

要綱の制定は、いつ頃を予定しているのか。

（石川子育て応援課長）

令和6年3月の制定を予定している。

（池田副分科会長）

施設の規模に応じた補助金額の設定にはしないのか。

（石川子育て応援課長）

国制度が、規模によらず一律の補助金額としていることから、町も同様の補助金額の設定としている。

(木村分科会長)
各保育施設の現状の性被害防止対策は、どのようになっているのか。

(石川子育て応援課長)
ついたてやカーテンなどを活用し、児童が着替える際に他の児童や保育士から見えづらくすることで、プライバシー保護に取り組んでいる。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)
各施設の規模に応じた補助額にしない理由について、もう少し詳しく聞きたい。

(石川子育て応援課長)
国の補助金を財源としているため、国の制度にならっている。また、この補助金の目的として、全てのモノではなく、一部を補助するものであり、施設に存在する全ての部屋に設置する性質のものとは言えないため、一律の補助額としていると思われる。

国からは、一律の補助額としたことについての説明はなかった。

(吉川委員)
カメラを設置することについても補助を行うとのことだが、動画・画像の保存期間や個人情報の取扱いについてはどのようになっているのか。

(石川子育て応援課長)
各園で取扱いについて定めており、十分な注意をはらっているものと思われる。なお、現時点でカメラの設置に関する要望や相談は受けていない。

(原田委員)
購入及び更新を行うための経費とのことだが、リース等を行う場合は補助の対象とならないということでしょうか。

(石川子育て応援課長)
現時点では、国が単年度の事業としているため、リース料が対象となることは難しいかと思うが、補助対象経費として園から相談があった場合は、国に補助対象経費として妥当か確認を行っていく。

(木村分科会長)
委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということでしょうか。

— 木村分科会長、池田副分科会長、原田委員、吉川委員賛成 —

※賛成4人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

(報告事項)

5 報告-27 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金

(宮坂企画政策課長)

6月の時点では、令和5年4月から9月までの期間で、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり2万5千円の支援金を給付することを分科会で報告した。

この度、国より低所得者支援及び定額減税補足給付金として、住民税非課税世帯と同様、1世帯あたり、10万円を給付する旨の通知がありましたので、既に町からの支給している2万5千円を除いた、7万5千円を新たに給付する。

また、審査書に記載の支給受付期間については、11月の分科会で報告した住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金と同様に、転入者など、町からのプッシュ型では対応できない世帯からの受付を行う期間となっている。

○各委員からの意見及び質問について

特になし

5 報告-28 瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金

(宮坂企画政策課長)

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいを持った児童（医療的ケア児）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、保育所等の体制整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものである。

補助の対象となる経費は、主に医療的ケアを行うことができる看護師等を配置するための経費となっている。

なお、対象施設に関する審査書の記載について、訂正がある。補助対象欄に10施設と記載されているが、正しくは11施設となる。審査書作成時は、幼稚園型認定こども園（瑞穂町では、瑞穂のぞみこども園）が本補助金の対象外という認識を担当課で持っていたが、都に確認をし、幼稚園型認定こども園についても補助対象との見解が示されたため、訂正をする。よって、11月に報告案件として説明した、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金の対象施設と同様となる。

また、補助対象期間が令和5年9月1日からとなっているが、現在、要綱制定手続きを進めているところである。予算については1月に専決処分を行い、確保しているため、年度内に事業を実施する予定。既に看護師を配置している認定こども園があることから、補助対象期間を9月まで遡及して実施する。

○各委員からの事前質問について

（池田副分科会長）

現時点で看護師を配置している園では、どのような医療的ケアを実施しているのか。

（宮坂企画政策課長）

血糖値測定及びその後の処置を行っている。

（池田副分科会長）

医療的ケアを実施している園及び、ケアを受けている児童の通園頻度が知りたい。

（宮坂企画政策課長）

実施園については、町内認定こども園。通園頻度は、ほぼ毎日である。

（木村分科会長）

「看護師ではなく、一定の研修の修了等をした保育士等」とあるが、一定の研修とはどのようなものか。

（宮坂企画政策課長）

「都道府県」または都道府県の登録を受けた「登録研修機関」において実施される「喀痰吸引等研修」である。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

現在対象児童が通園しているのが認定こども園とのことだが、他の認可保育園などには通えないのか。

(福島福祉部長)

現在看護師を配置しているのが、認定こども園であるというだけであって、その他の保育所等でも園の判断で看護師もしくは一定の研修を修了等した保育士等を配置することで可能となる。

(池田副分科会長)

他にも看護師を配置している保育所等はあると思うが、そういった所に医療的ケア児が通うことも可能ということか。

(福島福祉部長)

医療的ケア児の保育をするためには、専門的に対応するための看護師を配置する必要がある。

(吉川委員)

審査書に補助金額が記載されているが、これは看護師1人を配置するにあたって妥当な金額なのか。

(福島福祉部長)

都の事業と合わせて、補助金額を設定している。都から算定に関しての具体的な説明はないが、調査等を行い、妥当な金額を設定したものと考えている。

5 報告-29 瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金

(宮坂企画政策課長)

瑞穂町の近隣地域の病院で行う小児初期救急平日夜間診療事業に関する経費を補助するもので、補助対象は福生病院企業団となる。

従前より、都から福生病院企業団に対して交付されていたが、令和6年度から、都の補助制度が変更されることから、町を通じ交付するものである。

なお、福生病院企業団に交付する補助金は、福生病院企業団構成市町で按分(福生病院企業団運営負担金の負担割合)し、交付する。

○各委員からの事前質問について

(池田副分科会長)

2市1町での案分負担率の積算根拠は、どのようになっているか。

(宮坂企画政策課長)

当補助金の2市1町の案分率は、福生病院企業団運営負担金の負担割合に準じて算出することが妥当であると考えており、この考えで各市町が算計上している。

なお、福生病院企業団運営負担金の町の負担割合は、2市1町の直近3年間の延合計患者数に対する瑞穂町の住民の割合を主な算出基礎としており、令和6年度は、22.7%となる。

○各委員からの意見及び質問について

特になし

5 報告-30 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金

(宮坂企画政策課長)

11月の補助金分科会でも内容変更の報告をしたが、今回は「中学校で実施する実用英語技能検定（英語検定）を受験する生徒の保護者への補助金の追加」及び「移動教室に参加する児童の保護者への補助金の増額」に関する報告となる。

中学校で実施する英語検定については、従前、防衛省の再編交付金を積立てた基金を財源とし、町が業者へ委託をして実施してきたが、財源である基金がなくなることから、実施の可否及び方法を検討してきた。

英語教育の推進については、第5次瑞穂町長期総合計画や第2次瑞穂町教育基本計画（学校教育）において掲げており、特に、教育基本計画では、英語検定受験料の公費負担実施について示していることや、これからの国際社会を生き抜く子供たちの育成にあたっては、英語教育の充実は欠かすことができないことから、補助金の交付を実施する。

なお、財源については、町の一般財源となることから、実施に係る全額を補助するものではなく、保護者にも一部負担を頂くことで、財政負担の軽減を図る。令和6年度については、「受験した級の検定料から1,000円を減じた額」とするが、将来的には、受験料の半額を保護者負担とすることを考えている。

次に「移動教室に参加する児童の保護者への補助金の増額」について説

明する。審査書にも記載しているが、近年の物価上昇により、移動教室に係る経費も上昇している。町の財政状況も決して余裕があるわけではないが、近隣と比較しても補助額が少ない状況であることから、近隣市の最低水準まで増額をする。

○各委員からの意見及び質問について

特になし。

3 その他

(宮坂企画政策課長)

緊急の案件がなければ、今回の分科会が本年度最後の実施となる。1年間、分科会の運営に協力してもらい、感謝する。

閉会 午前10時42分